



第2節

日本企業に対する支援

【総論】

グローバル化が進展する中、日本企業が海外活動に必要な環境を整え、国際的に活躍する個人や企業が培ってきた信頼、評価、賞賛などを基盤に「日本ブランド」を発信し、これを広めていくために官民連携を一層強化する必要性が近年高まっている。外務省としても海外市場における日本企業の活動への支援は、日本企業の国際競争力の強化や日本経済の活性化のために重要であると考えている。このため、日本企業が直面している問題について、企業側か

らの意見を幅広く聴取しながら、米国、欧州連合（EU）との間で規制改革に関する対話・協議を行い、相手国・地域に具体的な改善を求めている。また、「知的財産立国」を目指す日本として、海外市場における日本企業の知的財産保護を強化するために、二国間、多国間の協議・交渉を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力を各国に働きかけている。さらに、租税条約、投資協定、社会保障協定の締結といった法的、制度的な基盤の整備も進めている。

【各論】

1. 日本企業支援のための具体的取組

外務省は、政府間での協議・交渉を通じビジネス環境を整備することに加え、企業からの個別照会や相談に応じるため、1999年から「日本企業支援窓口」を全在外公館に設け、現地の日本企業からの問い合わせや要望に対応することで民間ビジネス活動を支援している。また、企業支援の実績に

ついての情報を外務本省及び在外公館で共有して企業支援のノウハウを蓄積・活用し、支援の充実を図っている。さらに、2006年には、日本企業が在外公館に気軽に相談できる体制を構築するため、インド、タイ及びチリに「日本企業支援センター」を設置した。

2. 知的財産権保護

模倣品・海賊版はアジア地域を中心に今や世界各国に広く流通しているが、その世界的な拡散は、権利者が本来得るべき利益を奪うことにより創造意欲を減退させ、技術革新等を妨げることから世界の経済成長に悪影響を及ぼしている。日本企業についても例外ではなく、海外市場における潜在

的な利益の喪失も含め、深刻な悪影響を受けている。

このため、外務省では、内閣総理大臣を本部長とする知的財産戦略本部で6月に改定された「知的財産推進計画2006」に沿って、様々な機会をとらえて知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策に関する施

策に取り組んでいる。例えば、在外公館における知的財産担当官^(注1)による支援を行うとともに、日中、日米^(注2)、日・EU間での知的財産権保護の強化・協力に関する対話を続けている。また、知的財産権の国際的な保護及び協力を推進するため、模倣品・海賊版拡散防止のための法的枠組み構

想の実現に向けた取組を進め、主要国首脳会議（G8サミット）^(注3)、アジア太平洋経済協力（APEC）^(注4)、経済協力開発機構（OECD）、WTOのTRIPS理事会や世界知的所有権機関（WIPO）等での議論にも積極的に参画している。

3. 規制改革

EUとの間では、1994年から日・EU規制改革対話において、双方向での貿易・投資の拡大を目指し、相手側の規制改革やビジネス環境の改善について在欧州日本企業等に対して行うアンケートを踏まえて提案を行い、意見交換を行っている。2006年は、EUに対し、日本の会計基準と国際会計基準（IFRS）の同等性評価^(注5)、新たな化学物質管理に関する規則案（REACH）^(注6)、滞在労働許可証に関する手続きの簡便化等

をとりあげた。

米国との間では、「日米規制改革及び競争政策イニシアティブ」の下、米国政府に対し、在米日本企業からの意見を踏まえて要望を行っている。2月にバード修正条項^(注7)を廃止する法律が米国で成立し、4月には在札幌米国総領事館において米国非移民ビザの申請受付が再開される等、日本の要望は具体的な成果を上げている。

4. 租税条約

租税条約は、二重課税の回避等を目的として以前から各国と締結されてきたが、投資交流の一層の促進の観点から順次更なる取組を進めてきている。6月には、インド

との租税条約改正議定書が発効し、10月には英国との新租税条約が発効した。また、11月にはアラブ首長国連邦（UAE）及びクウェートとの第1回交渉が開始された。

5. 投資協定や社会保障協定等を通じた日本企業の利益増進

日本の投資家や投資財産を保護し、より自由に投資活動が展開できる環境を整備することは、日本経済にとってますます重要

となっている。日本はこれまで14か国と投資協定^(注8)を締結し、中でも韓国、ベトナム、シンガポール、メキシコ及びマレーシ

(注1) 2005年3月、全在外公館において知的財産担当官を任命した。本省と在外公館の一層の連携を図るため、2006年5月に中国で、9月に韓国で知的財産担当官会議を開催。

(注2) 日米間では、6月の日米首脳会談の成果文書「新世紀の日米同盟」において、地域や世界の経済問題としての「知的財産権（IPR）の保護と取締り」に関する日米協力を強化する旨表明した。また、日米次官級経済対話及び「日米規制改革イニシアティブ」の対話等において、模倣品対策をはじめとする知的財産権保護強化のための両国間の緊密な協力関係を維持していくことを確認し、同イニシアティブについての日米両首脳への第5回報告書では上記協力関係を維持する旨記載された。

(注3) 日本からG8諸国に対して積極的に働きかけを行った結果、7月のG8サントペテルブルク・サミットでは、日本の提唱している法的枠組み構想への言及を含む首脳文書が発出された。

(注4) APECでは、11月のAPEC閣僚会議において、模倣品・海賊版イニシアティブで要請された2つのAPECモデルガイドライン「IPRに関する効果的な公衆周知活動のためのモデルガイドライン」及び「模倣品・海賊版からサプライ・チェーンを保護するためのモデルガイドライン」を承認し、同年のAPEC閣僚共同声明及びAPEC首脳宣言において、その旨言及された。

(注5) EUは、域内で上場する域外企業の連結財務諸表について、IFRSまたはIFRSと同等の会計基準の採用を義務付けており、日本は、日本の会計基準がIFRSと同等であると認められるよう、EUに積極的に働きかけを行っている。

(注6) REACH（Registration, Evaluation, Authorisation and Restrictions of Chemicals）とは、2007年6月にEUが導入を予定している包括的な化学品の登録、評価、認可及び制限に関する規制の枠組み。日本はEUに対して、産業界への過度な負担の回避、EU域内外の企業の平等な取扱い、国際的な取組との整合性確保等について積極的に働きかけた。

(注7) ダンピング防止税及び相殺関税により米国政府が得た税収を、提訴または提訴を支持した国内の生産者等に分配する法。

(注8) 日・シンガポール、日・メキシコ及び日・マレーシア経済連携協定における投資章（投資協定の内容を規定している章）を含む。

アとは投資の保護に加え、投資の自由化を中核とした先駆的な投資協定を締結した。サウジアラビアとの間でも、両国経済関係の活性化に向け投資協定が交渉中である。10月には第1回目の交渉を行い、早期の締結を目指している。また、近年、日本が積極的に進めている各国との経済連携交渉においても、投資の自由化の促進が主目的の一つとされており、7月に発効した日・マレーシア経済連携協定や9月に署名された日・フィリピン経済連携協定においては、両国間の投資促進に関する規定が盛り込まれている。また、日中韓三国間でも、投資を促進する日中韓投資協定の交渉開始を決定した。多国間での投資ルールの策定は、WTOのドーハ・ラウンドでは交渉が見送

られたが、日本は引き続き APEC など地域枠組みにおいて、投資の自由化・円滑化を促進する取組に積極的に参画している。

一方、社会保障協定は、社会保険料の二重負担や掛け捨ての問題を解消すること等を目的としており、海外に進出する日本企業や国民の負担を軽減し、ひいては相手国との人的交流や経済交流を一層促進する効果が期待される。2006年にはカナダとの社会保障協定が国会で承認されたほか、ベルギーとの協定が2007年1月1日に発効することとなった。また、オーストラリアとの間でも協定の大筋合意に至ったほか、オランダ、チェコ、スペインともそれぞれ交渉または予備的な意見交換を開始している。